

## 審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

### 【志學館大学】

<全体について>

- ① 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成 23 年 1 月 20 日課程認定委員会決定）（手引 p178 参照）の 1. ①、②、③及び④、2 (1) ①、④に関し、今回の申請学科の学位分野、教育研究分野と認定を受けようとする免許状との間の相当関係について、申請書類から判然としないため、これについて明らかにされたい。

また、これを踏まえ様式第 7 号等において、関連科目や履修モデルを示したうえで当該学科で中一種免（保健体育）、高一種（保健体育）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。

- ※特に、1. ③及び 2. ④の観点においては、様式第 7 号に示す履修カリキュラムにとどまらず、体系的に編成された履修モデルを学生に履修させる仕組みを履修規則等で示す必要がある。

(対応)→	<p>「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」を明確に示すために、次の通り対応した。</p> <p>1. 学科理念やDPの達成をより確実なものとするため、学科CPを見直し、科目の加除を含め、学科カリキュラムを再体制化した。</p> <p>(1) 科目の改廃を行い、名称変更を含め7科目を追加した。（学則等 p27-29、p32-34）</p> <p>(2) コース毎に卒業要件を定め、履修規程に明記した。（学則等 p25-34）</p> <p>(3) 効率的かつ効果的な学びに向け、履修モデルを再整備した。（学則等 p93）</p> <p>2. 様式第7号アで中一種免（保健体育）、高一種（保健体育）の教員養成を行う意義、目的等を明確にした。</p> <p>(1) 「(1) 大学・学科の設置理念」の①大学、②学科等の記載内容を修正した。（様式7号ア p1）</p> <p>(2) 「(2) 教員養成の目標・計画」の①大学の記載内容を修正し、②学科等では、学科の理念と教員養成の目標との関連について、教員養成の目標の中に学科の理念がどのように落とし込まれているかを説明し、免許状との相当関係について補足した。（様式7号ア p1-2）</p>
-------	---

(3) 「(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨」で、本学科の教育課程が保健体育教員に必要な資質・能力を効果的に育成できることを示すとともに、その設置の根拠を補足説明した。(様式7号ア p3-4)

(4) 加えて、末尾に「学科等の目標・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」の1. ①、②、③及び④に関して、追加説明した。(p4-6)

3. 様式第7号ウで、様式第7号アの補足説明を踏まえつつ、教育課程の構成を踏まえ一部科目の入替を行い、到達目標と履修カリキュラムの対応関係を明確にした。(様式7号ウ p9-12)

4. 上記を含め、以下の通り、各様式の記載内容を修正した。

- ・ 様式第7号ア
- ・ 様式第7号ウ
- ・ 学則等